

市営住宅入居者募集

募集団地

【公営住宅】家賃は、入居申込時の収入額によって決まります。

琴 林(津 田) 2戸(3DK)	神 前(神 前) 3戸(3DK)
鵜 部(鶴 羽) 2戸(3DK)	天 王(石田西) 2戸(2LDK、3DK)
天 神(富田中) 1戸(2DK)	山 王(石田東) 1戸(2DK)
筒 野(富田西) 1戸(2LDK)	長尾A(長尾西) 2戸(2LDK、3DK)

【特定公共賃貸住宅】中堅所得者層向けの賃貸住宅

昭 南(南 川) 2戸(3DK) 45,000円	現にさぬき市営住宅に入居している収入超過者も応募できます。
大 井(富田西) 2戸(3LDK) 50,000円	
山 王(石田東) 1戸(3LDK) 50,000円	

入居資格

- ・市内に住居を必要としていること、住宅に困窮していること
- ・申込者本人または同居しようとする者名義の持ち家を所有、共有していないこと
- ・月額収 { (世帯所得合計 - 諸控除合計) ÷ 12か月 } が次の基準に該当すること
 - 公営住宅(一般世帯) 158,000円以下 (裁量世帯) 214,000円以下
 - 特定公共賃貸住宅 158,000～487,000円以下
- ・同居親族または同居しようとする親族があること ・市税等の滞納がないこと
- ・過去に申込者または配偶者が、市営住宅の家賃等を滞納していないこと
- ・暴力団員でないこと

提出書類

- ①市営住宅入居申請書 ②住民票の写し(※) ③課税証明書(※) ④その他入居資格の判定上必要な書類
 ※①の書類に、個人番号(マイナンバー)を記入した方は、②③の書類の添付を省略できます。(公簿で証明事項を確認できる方に限ります。)
- 手続の際に、入居予定者全員分の【個人番号(マイナンバー)確認書類】と窓口に来た方の【本人確認書類】を持参してください。(委任状が必要な場合もあります。)

受付期間

4月1日(水)～4月10日(金)
 9:00～17:00(土・日を除く)

受付場所:都市整備課または総合支所(寒川庁舎)

抽 選

申請数が募集戸数を上回った場合、後日抽選を行います。

入居予定日

令和2年5月1日(金)

【問】都市整備課 ☎(087)894-1113

住宅の耐震対策を支援します ～耐震診断・耐震改修工事を実施しませんか～

＜令和2年4月1日(水)＞ 令和2年度民間住宅耐震対策支援補助金受付開始

ご自身やご家族の命を守るために、また、ご近所の暮らしを守るために、「住まいの耐震化」に取り組み、安全・安心な暮らしを手に入れましょう。

①耐震診断

9万円を限度に補助
 〈耐震診断に要した費用×9/10を補助〉

②耐震改修工事

90万円を限度に補助
 〈補助対象経費と90万円のいずれか少ない金額を補助〉

③簡易耐震改修工事

50万円を限度に補助
 〈補助対象経費と50万円のいずれか少ない金額を補助〉

④耐震シェルター等設置工事

20万円を限度に補助
 〈補助対象経費と20万円のいずれか少ない金額を補助〉

※昭和56年5月以前に建てられた住宅が対象です。

■補助を受けられる住宅の要件(全てを満たすこと)

- ・昭和56年5月以前に建てられた住宅であること
- ・一戸建てまたは長屋建てであること ・建築基準法の違反がないこと
- ・申請者が住み、持ち家であること ・市税等の滞納がないこと

【改修工事等(②③④)】については

- ・工事後も住宅として利用すること ・診断により、倒壊の恐れがあるとされていること

※ツーバイフォーやログハウスなど特殊な工法の住宅は、独自基準で安全性を確保しており補助対象外です。

【問・申】都市整備課 ☎(087)894-1113

空き家リフォーム支援事業(空き家バンク登録物件)の受付について

空き家の利活用と移住・定住促進および地域経済活性化を図るため、市内業者等を活用して行う空き家バンク登録物件のリフォーム工事や家財道具処分の費用に対し、補助金を交付する事業の申請を次のとおり受け付けます。

対象となる空き家 市内に存する空き家バンク登録物件

対象となる方

- 空き家バンクを通じて売買や賃貸契約をされた利用者の方
- 空き家バンクに登録している空き家の所有者の方
- 本人および同一世帯に属する方が、市税および国民健康保険税を滞納していない方

対象となる工事

- 住宅の居住部分に係る改修工事 ○空き家を利用するための家財道具の処分

補助額

- 補助対象事業費(消費税込み)の2分の1
- 限度額…改修工事: **100万円** 家財道具の処分: **10万円**(同一の住宅について1回限り)

募集期間

令和2年4月1日(水)から予算の範囲内で随時に申請を受け付けます。

注意事項

交付決定前の工事着工は対象となりません。

【問・申】都市整備課 ☎(087)894-1113

令和2年度さぬき市民間危険ブロック塀等撤去工事費補助金交付事業について

地震などの自然災害時における、ブロック塀等(組積造の塀)の倒壊による事故を防止し、避難路等の機能および安全確保のため、道路等に面する危険なブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助する緊急対策事業を実施しています。

ご自宅のブロック塀等が傾いている。ヒビが生じているなど、危険な状態で放置していると、自然災害時に倒壊し、道路を通行する人や車両に被害を与えかねません。

まずは、お気軽にご相談ください。

補助対象となる要件

ブロック塀等について

- ・コンクリートブロック造、レンガ造などの組積造で、高さが1.2mを超える塀
- ・道路等に面した塀(道路以外に面した塀は対象外)

道路等について

- ・建築基準法第42条第1項および第2項に規定する道路
- ・一般の通行用に供されている道路または通路など

市税等の納税について

- ・ブロック塀等の所有者、申請者に市税の滞納がない方

業者選定について

- ・市内に事務所を有する法人・個人事業者による工事

補助内容

危険なブロック塀等の撤去に要する費用の5分の4に相当する額または16万円のいずれか少ない額を補助します。

受付期間

4月1日から予算の範囲内で申請を受け付けます。

【問】都市整備課

☎(087)894-1113・1117